

金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」について

野村アセットマネジメント（以下「当社」）は、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、当該原則の趣旨・精神を踏まえて、その中の原則 1 に基づき「お客様本位の業務運営を実現するための方針」（以下「本方針」）を策定しています。原則 2 から 7 と本方針の各項目の対応関係は、下表の通りです。当社は、本方針に基づく様々な取組みを通じて、お客様本位の業務運営を実現してまいります。

金融庁の原則	説明	対応する当社の方針	方針に基づく主な取組み（※）
原則 2 顧客の最善の利益の追求	方針 1 において、お客様の最善の利益に向けた業務運営を行う旨を定めるとともに、その趣旨を商品の開発や提供、投資信託の運営の観点から徹底すべく、方針 2 及び方針 3 を設けています。	方針 1 お客様の最善の利益に向けた業務運営	<p>《責任投資の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2001 年に議決権行使委員会を設置し、以降体制の強化や様々な取組みを実施。各種委員会に加えて、2016 年には ESG 専門部署である責任投資調査部を設置し、責任投資にコミット ➢ 企業が ESG 課題に係るリスクを適切に管理したうえで、ESG 課題の解決を新たなビジネス機会と捉え、適切に経営戦略に反映することが持続的な企業価値向上のための重要な要素であるとともに、投資リターン拡大に必要不可欠であるとの認識に基づき、フィデューシャリー・デューティーを果たすため、責任ある投資家として ESG 課題の解決に取り組むとともに、当社においても ESG を重視した事業運営を推進 <p>《重要課題（マテリアリティ）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 投資の好循環（インベストメント・チェーン）の実現に向けた重要課題（マテリアリティ）を掲げ、責任ある投資家として、また事業会社として、その解決に向けた取組みを実施 ➢ 2023 年 1 月には、当社におけるマテリアリティ解決のための KPI を公表 <p>《サステナビリティ・アドバイザリー・ボード》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ フィデューシャリーとしての取組みやサステナビリティに係る取組みに関し、助言、講評を得ることを目的としてサステナビリティ・アドバイザリー・ボードを設置し、年 2 回開催 ➢ サステナビリティ・アドバイザリー・ボードからの助言、講評を活かし、お客様本位の業務運営の推進及びサステナビリティ推進に係る取組みを実施 <p>《人材育成・強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人材本位である当社の事業を考慮し、様々な人材育成・強化プログラムを採用するとともに女性活躍の推進にも注力

		<p>方針 2 運用力強化と 商品開発・提供</p>	<p>運用力強化に向けた取組み</p> <p>＜＜運用体制の高度化＞＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 分野別に CIO（最高運用責任者）や SIO（上級運用責任者）を配置し、幅広い領域をカバーするとともに、各領域で高度な専門性を追求 ➢ 各運用領域が連携、運用の高度化を目指すことで、お客様の課題解決に資する多様な運用ソリューションを提供 ➢ お客様に最良のパフォーマンスをお届けすべく、運用専門人材の評価においては運用パフォーマンスを一層重視 <p>＜＜インハウス運用の強化＞＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本の株式市場における「投資機会」に関する認識ギャップと、日本企業の「市場価格と潜在的な企業価値」に関するギャップを埋めるための、情報発信ならびにエンゲージメント活動（Project BRIDGE）を実施 ➢ グローバルな運用体制を構築して、国内のみならず広く海外へ運用サービスを提供 <p>＜＜オルタナティブ分野における運用力の強化＞＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多様化するお客様のニーズに応えるべく、プライベート・エクイティ（PE）、インフラ、不動産、プライベート・デット（PD）等のオルタナティブ分野の運用力を強化・拡充 <p>＜＜テクノロジーの活用＞＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運用の更なる高度化を目指すために、クオンツ分野およびテクノロジー分野における最先端人材を確保するとともに、産学連携等を通じて技術基盤を蓄積 ➢ イノベーション・ラボを通じ、引き続き先進的な技術・知見を活用した運用戦略の開発や運用手法の高度化を推進 <p>商品開発・提供に係る取組み</p> <p>＜＜お客様の資産形成ニーズに適う商品の提供＞＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ お客様のご事情や思いに真摯に耳を傾け、より良い商品提供を行うべく、各種意識調査（アンケート）を継続実施し、それにより得られたデータを、お客様のニーズに合った商品の開発にも活用 ➢ 自己資金による運用戦略の R&D（研究開発）を継続的に行い、パイロット（試験）運用を経てお客様に商品を提供する取組みも実施
--	--	------------------------------------	---

			<p>≪地域貢献からの商品展開≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方創生に向けた取組みの一環として、野村証券や地域金融機関と連携し、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の仕組みを活用した寄附スキームを創設（「志」プロジェクト、「TASUKI」プロジェクト） ➢ 同プロジェクトの対象となる ESG 運用戦略商品から当社が得られる収益の一部を、各道府県において地方公共団体が実施する SDGs 関連事業に拠出
<p>原則 3 利益相反の適切な管理</p>	<p>方針 6 において、利益相反管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引等を適切に管理する旨を定めています。加えて、方針 3 に基づく投資信託の運営・管理や方針 7 に基づく経営のガバナンスに係る体制により、利益相反を適切に管理してまいります。</p>	<p>方針 3 投資信託の運営・管理</p>	<p>≪プロダクトガバナンスの強化≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ お客様に提供する資産運用に資するプロダクトやサービスのクオリティをより一層向上させるため、プロダクトガバナンスの強化を引き続き推進。その一環として、2022 年 4 月にプロダクトガバナンスの専門部署を新設し、2023 年 4 月にはプロダクトガバナンスに関する事項を審議する委員会を設置 ➢ 商品の組成、勧誘、償還までの各プロセスに対するガバナンスの強化に加え、個別ファンドに係るレビューを実施。レビュー結果をホームページ上で開示することで、改善に向けた取組みの透明性を高め、投資信託の運営・管理体制の向上を推進 <p>≪ファンド・レビュー・レポート≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公募投資信託に関するレビューの結果を 2023 年 5 月より当社ホームページで開示しており、今後も順次開示を実施。「パフォーマンス」「商品性」「情報提供」の 3 つの観点からレビューを実施しており、お客様への継続的な価値提供の実現に向けた改善余地に応じてそれぞれ 3 段階で評価 ➢ 確認された改善点については改善に向けた取組みを実施し、更なるお客様の利益に資する商品提供に取り組む <p>≪投資信託の運営・管理に係る利益相反管理≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 投資信託の運営・管理状況を検証する機関として、独立社外取締役を含む当社等と独立の立場にある者がメンバーの過半数を占めるファンド業務運営諮問会議を設置 ➢ ファンド業務運営諮問会議において、投資信託の運営管理に係る検証を行うとともに、検証項目についても必要に応じて見直すことにより、より実効性のある検証を行えるような取組みを推進
		<p>方針 6 利益相反管理</p>	<p>≪方針に基づく厳格な利益相反管理≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 利益相反によってお客様の利益が不当に損なわれる事態を防止するため、管理対象とする取引等や利益相反

			<p>の管理体制・管理方法について定めた利益相反管理方針を策定・公表し、それに基づいて厳格な管理を実施</p> <p>«スチュワードシップ活動に係る利益相反管理»</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ スチュワードシップ活動において発生する可能性のある利益相反を適切に管理するため、独立性の高い運用・調査関係者で構成される責任投資委員会を設置し、スチュワードシップ活動における方針の策定等を実施 ➢ 利益相反管理統括責任者と、独立社外取締役を含む当社等と独立の立場にある者のみによって構成される責任投資諮問会議を設け、特に利益相反を伴う議決権行使等のスチュワードシップ活動については、利益相反によりお客様の利益が損なわれることなく意思決定されるよう監視する体制を構築 <p>«投資信託の運営・管理に係る利益相反管理»</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 投資信託の運営・管理状況を検証する機関として、独立社外取締役を含む当社等と独立の立場にある者がメンバーの過半数を占めるファンド業務運営諮問会議を設置 ➢ ファンド業務運営諮問会議において、投資信託の運営管理に係る検証を行うとともに、検証項目についても必要に応じて見直すことにより、より実効性のある検証を行えるような取組みを推進
		<p>方針 7 経営のガバナンス</p>	<p>«会社のガバナンスの高度化»</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ お客様の利益を最優先とする業務運営に向けて、経営の独立性・透明性を一層高めるべく、監査等委員会設置会社として、独立社外取締役を選任するなど、ガバナンスの高度化に向けた取組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・当社および野村グループから独立した立場にある者を独立社外取締役として選任 ・取締役会議長を独立社外取締役とした上で、議長が社長と事前に協議を行って重点討議事項を定めるなど、取締役会における議論を活性化させる取組みを実施 ・独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役によって構成される監査等委員会が業務執行を監督
<p>原則 4 手数料等の 明確化</p>	<p>方針 4 の前段において、お客様に提供する投資信託等の金融商品・サービスについて、お客様にご負担いただくことになる手数料がいかなるサービスの対価であ</p>	<p>方針 4 分かりやすい情報提供</p>	<p>«情報発信、投資教育・金融経済教育»</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産形成を通じて社会課題の解決を目指すために、様々な世代に向け、SNS・ホームページなどを通じた情報発信や投資教育・金融経済教育の実施などの取組みを推進 <p>«投資信託に係る開示文書の改善»</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ お客様に分かりやすい情報を提供すべく、継続的に目論見書等の開示文書の改善を推進

	<p>るかを明確化する旨を定めています。</p>	<p>「手数料の明確化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 投資信託の目論見書において手数料等がいかなるサービスの対価であるかを明示 ➤ 資産運用研究所が運営するホームページにおいて、手数料を含む投資信託にかかる費用や目論見書等の見方を分かりやすく説明 <p>「重要な情報の提供とお客様にふさわしい商品・サービスの提供」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公募投資信託では、お客様にとって重要な情報を分かりやすくお伝えするため、重要情報シートによる情報提供を推進 ➤ お客様にふさわしい商品・サービスをお届けできるよう勧誘方針の策定・公表や販売会社に対する各種取組みを実施 <p>「ESG 投資を行うファンドに係る情報提供の強化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「ESG 統合」と「エンゲージメント・議決権行使」に加え、その他の「サステナブル戦略」を積極的に活用しているファンドを当社における「ESG ファンド」と定義 ➤ 「ESG ファンドの考え方」をはじめとするホームページ上のコンテンツや、ESG ファンドの開示資料の充実など ESG 投資に関する情報発信を強化 <p>「責任投資に係る情報提供の強化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 責任投資全般にかかる取組みについて分かりやすくまとめた「責任投資レポート」を公表 ➤ ステークホルダーの皆様へ、インパクト投資という投資手法について当社の考え方やフレームワークのご紹介、代表的な運用戦略に関する情報提供のため「インパクト・レポート」を発行
<p>原則 5 重要な情報の 分かりやすい 提供</p>	<p>方針 4 の後段において、専門的かつ複雑な情報についても、平易な表現を用いて記述したり、重要な項目を強調するなど、創意工夫を凝らすことで、分かりやすく丁寧な情報提供に努める旨を定めています。また、方針 5 の後段において、お客様にご理解いただけるよう、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努める旨、また、販売会社を通じて商品やサービスを提供する場合、それらのリターンやリスク、当社が想定するお客様の属性等の重要な情報を販売会社と共有することで、お客様にふさわしい商品の販売・勧誘が行われるよう努める旨を定めています。なお、当社では、投資信託の直接募集は行っていない</p>	

	ため、お客様に対して複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等することはありません。	方針 5 勧誘における適合性	<p>≪販売会社等の金融リテラシー向上支援≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 販売会社に向けたコンサルティングの実施や各種ツールの提供を通じ、金融商品・サービスに関するお客様のご理解を一層深めていただけるような取組みを実施 ➢ 世の中の金融リテラシー向上のために広く金融に関する情報発信の一環として、様々なセミナーの開催などの取組みも実施 <p>≪重要な情報の提供とお客様にふさわしい商品・サービスの提供≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ お客様にふさわしい商品・サービスをお届けできるよう、勧誘方針の策定・公表や、重要情報シートにおいて商品内容に応じて想定する購入層を記載しこれを共有するなど、販売会社に対する各種取組みを実施
原則 6 顧客にふさわしいサービスの提供	方針 5 の前段において、お客様の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして適当と考えられる金融商品・サービスをお勧めする旨を定めています。なお、当社では、投資信託の直接募集は行っていないため、お客様に対して複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等することはありません。		
原則 7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	方針 8 において、役職員に対して方針やそれに基づく取組みを周知するとともに、お客様本位の業務運営を行うことを徹底する旨を定めています。	方針 8 周知徹底	<p>≪フィデューシャリー推進態勢の強化≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全役職員に対し、お客様本位の業務運営の重要性やそのために当社が行う各種施策などを周知徹底するための定期・不定期の研修を実施 ➢ 全社的にお客様本位の業務運営に向けた意識醸成を図るために、タウンホールミーティングの開催や、各部室による自己点検の機会を活用し、フィデューシャリーとしての当社の役割を改めて確認するといった取組みを実施

※主な取組みの詳細については、「お客様本位の業務運営の取組み状況のご報告」をご覧ください。